

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月31日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水金属試料採取系フィルタ出口積算流量計点検において、計器精度外れが認められたため、当該流量計を修理	D	
2	1号機	給復水系復水ポンプ（A・B）入口弁開側リミットスイッチ用ストライカに変形が認められたため、当該部を点検・調整	D	
3	1号機	原子炉建屋弁システム漏えい処理系において、原子炉冷却材浄化系補助ポンプ出入口弁及びバイパス弁のいずれかにグランドリークの可能性が認められたため、対応検討	D	
4	1号機	高圧注水系タービン蒸気入口ドレンポット水位検出器用テスト弁のグランド部にリークが認められたため、当該部を点検・修理	C	
5	1号機	屋外換気空調系冷却装置用架台に腐食が認められたため、当該架台を点検・修理	D	
6	2号機	取水設備トラベリングスクリーン（G）制御ケーブル用電線管に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	2号機	屋外消火系配管保温材カバーの一部に破損が認められたため、当該部を修理	D	
8	3号機	原子力安全基盤機構（JNES）による供用期間中検査の非破壊検査記録確認において、成績書（探傷剤のロット番号）とチェックシートとの不整合が認められたため、対応検討	C	
9	3号機	原子力安全基盤機構（JNES）による原子炉格納容器真空破壊弁機能検査の記録確認前の書類提出において、成績書表紙の誤記が認められたため、当該成績書を改訂及び対応検討	C	
10	3号機	計装用空気系原子炉格納容器入口圧力計元弁操作において、ハンドルと配管サポートの干渉が認められたため、当該弁を点検・修理	C	11月22日再審議によりグレード変更 D → C
11	3号機	残留熱除去海水系ポンプ（B）出口弁点検において、弁棒ライニング部に剥離等が認められたため、当該部を修理	D	
12	3号機	残留熱除去海水系ポンプ（B）出口逆止弁点検において、弁棒ライニング部に剥離等が認められたため、当該部を修理	D	
13	3号機	給復水系高圧復水ポンプ（B）駆動用電動機固定子コイルの楔修理において、楔の除去作業中、誤って固定子コイルを損傷させたため、当該電動機の固定子コイルを交換	C	
14	4号機	廃棄物処理系陽イオン凝集剤混合タンク攪拌機に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	4号機	廃棄物処理系廃液中和用硫酸計量管の下部フランジ部に硫酸のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

No	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	4号機	原子炉建屋補機冷却系熱交換器（B）海水ドレン弁に閉固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	5号機	復水貯蔵タンク上部雨水排水配管に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	6号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 1）樹脂入口電動弁駆動用フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	6号機	原子炉再循環系MGセット補機冷却海水ポンプ（B）点検において、基礎部表面モルタルの一部に剥がれが認められたため、当該部を修理	D	
20	6号機	原子炉再循環系MGセット補機冷却海水ポンプ（B）点検において、軸受内径とシャフトスリーブ外径の間隙値に管理値外れが認められたため、シャフトスリーブを交換	D	
21	6号機	制御棒駆動水ポンプ（A・B）ベント弁等（10台）点検において、ブッシュ部に固着が認められたため、当該弁の修理を検討	C	12月10日再審議にてグレード変更 D → C
22	集中環境施設	廃液濃縮系再生廃液濃縮器気水分離器（B）に詰まりが認められたため、当該分離器を点検・清掃	D	
23	集中環境施設	廃棄物処理系機器ドレンサンプポンプ出口サンプリング配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
24	その他	海生物処理設備No. 2ホッパ切出装置に制御用基板の不具合による起動不可が認められたため、当該基板を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで